

Information

町内の空間放射線量測定結果

鬼北町では、町民の皆さんが身近な放射線量を把握することができるよう、町内の特定箇所ですら定期測定を隔月に1度、実施しています。

11月の測定結果は以下のとおりです。

問 役場 環境保全課 環境衛生係 内線2131

【空間放射線量測定結果】(測定日：11月19日)

測定場所	測定結果 (毎時マイクロシーベルト)
鬼北町役場	0.08
好藤保育所	0.11
愛治公民館	0.07
三島公民館	0.07
小倉コミュニティセンター	0.11
鬼北町役場日吉支所	0.07
父野川下農村広場	0.12

※測定機器…NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレーション式サーベイメータ(主にガンマ線の測定器)

※マイクロシーベルト…人体が放射線を受けた時、その影響の度合いを表す目安となる放射線量の単位

※測定値には、気象条件、測定器等により差が出ますので、参考数値となります。

いずれも国の基準【毎時0.23マイクロシーベルト】を下回っており、通常レベルの範囲内で問題のない数値です。

Information

平成27年1月から 70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が変更になります

同一月内の医療費の負担が高額となり、定められた自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。

この自己負担限度額が、70歳未満の方については平成27年1月から所得区分が細分化されて、次のよ

うに変更されます。

※70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額は変更ありません。

問 役場 町民課 保険年金係 内線2115

【70歳未満の方の自己負担限度額(月額)】

◆(旧)平成26年12月まで

区分	自己負担限度額(3回目まで)	限度額(4回目以降)
上位所得者	150,000円+(医療費の総額-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

◆(新)平成27年1月から

区分	自己負担限度額(3回目まで)	限度額(4回目以降)
旧ただし書所得901万円超	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
旧ただし書所得600万円超~901万円以下	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
旧ただし書所得210万円超~600万円以下	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
旧ただし書所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※旧ただし書所得 = 総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額

Information

認知症見守りねっとについて

町内で徘徊していると思われる高齢者を見かけたとき、「見守りステッカー(認知症見守りねっと)」の貼ってある店舗などに誘導すれば、そこで身元を確認して、親族や関係機関(警察・役場)に連絡していただくことができます。

なお、鬼北町では、認知症の方の見守りに協力していただく事業所を募集しています。地域の皆さまのご協力をお願いします。

問 鬼北町地域包括支援センター 内線3122

